

電波監理審議会（第945回）議事要旨

1 日 時

平成21年9月9日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について （21. 6. 10諮問第23号）

無線従事者免許証のプラスチックカード化に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第461回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について （21. 7. 8諮問第27号及び第28号）

Ku帯VSATシステムの高度化に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第462回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （21. 7. 8諮問第29号）

2. 5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム用小電力レピータの導入に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第463回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(4) 電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第32号)

本件は、諮問第33号と関連する事案であったため、諮問第33号と一括して総務省の説明があった。

(5) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第33号)

本件は、諮問第32号と関連する事案であったため、諮問第32号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第32号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第33号については、諮問第32号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、船舶に搭載する搜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）の導入に伴い制度整備を行うものである。

今般、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書の改正により、国際航海に従事する一定の規模以上の船舶に搭載が義務付けられている救命用無線設備として、搜索救助用レーダートランスポンダに加え、AIS-SARTを導入することにより、いずれかを選択することが可能となった。

レーダートランスポンダは、遭難船の位置をおおよそでしか表示できないが、AIS-SARTは、現在普及している船舶自動識別装置（AIS）及び簡易型AISの画面上に、遭難船の位置情報として緯度経度を表示できるため、円滑な搜索救難が期待できるものである。

このAIS-SARTの導入に伴い、AIS-SARTを、新たな遭難自動通報設備に追加し、また、レーダートランスポンダとどちらかの搭載の選択を可能とし、AIS-SARTの通報方法、技術的条件を定めるため、関係規定を整備するものである。

周波数割当計画の一部変更案については、AIS-SARTを導入するため、SOLAS条約附属書に従い、161.475MHzから162.05MHzまでの周波数帯における無線局の目的に搜索救助用位置送信装置用を追加し、併せてその他の関連の規定の整備を行うことと

する。

○ 主な質疑応答

- ・ A I S - S A R Tが使用する周波数帯は、これまではどのような目的に割り当てられていたのか、との質問に対し、国際VHFの船舶関係等に割り当てている周波数帯である、との回答があった。

(6) BBSAT株式会社所属特定無線局の包括免許について

(諮問第34号)

BBSAT株式会社に対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、BBSAT株式会社から申請のあったVSAT地球局に係る包括免許についてである。

申請者のBBSAT株式会社は、日本でのサービス提供するために、BBSAT LLC（アメリカ合衆国）の日本法人として、平成20年に設立された法人である。

本件に係るシステムについては、Ka帯の周波数の電波を使用し、人工衛星局とVSAT地球局との間で通信を行うものであり、最大伝送速度は、下りが2.5Mbps、上りが512kbpsのベストエフォート型であり、デジタルディバイド解消対策等に使用されることが期待をされている。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、申請内容について審査した結果、適当と認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(7) 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について

(諮問第35号)

地上デジタル放送における「緊急地震速報」の速やかな伝送に向けた制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、緊急地震速報が放送事業者から受信者に届くまでの時間を短縮化するため、関係規定の整備を行うものである。

緊急地震速報については、平成19年10月から気象庁が提供を始め、地上デジタル放送によっても送信が行われている。

地上デジタル放送については、通常の番組を送る場合、送信から受信者に届くまで、映像情

報の圧縮処理のため、及び雑音に強くする電波伝搬方式を採用しているため、約2秒の時間がかかっている。緊急地震速報についても、映像情報に重ね合わせて一体の映像として伝送しているため、同様に2秒の時間差が発生しているところである。

この伝送時間を短縮すべきとの社会的要請が高まっていることを受け、総務省から昨年関係団体に対し、伝送を迅速化する手法の検討要請を行い、今般その回答があったものである。

迅速化の手法としては、映像情報処理の圧縮処理を高速化する手法もあるが、今般の回答では新たに、映像情報ではなく文字スーパーに緊急地震速報の情報を入れる手法、データ放送を利用する手法及び伝送制御用の伝送路を利用する手法が示された。このうち、もっとも時間差を短縮できる伝送制御用の伝送路を利用する手法については、現状に比べ約1.5秒の改善が期待される。

については、伝送制御用の伝送路を使用して緊急地震速報の送信を可能とするため、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部改正を行うものである。

(8) その他

平成20年度一般放送事業者の収支状況について報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)